

くずまキッズ予防接種助成事業実施要綱

平成24年4月1日告示第32号

(目的)

第1 子どもの健康を守るとともに、その家族や友人、将来生まれてくる子どもたちの健康を守るため、現下の厳しい経済状況を踏まえ、接種費用の一部を助成し、もって住民の健康と福祉の向上並びに町の商工業の振興を図ることを目的とする。

(接種ワクチン)

第2 助成の対象となるワクチンは、次の各号に掲げる感染症に対するワクチンとする。

- (1) みずぼうそう
- (2) おたふく風邪
- (3) 麻疹風疹
- (4) B型肝炎
- (5) インフルエンザ

(助成対象者)

第3 助成の対象は、接種時点において当町の住民基本台帳に登録されている者であって、以下の表に該当する者とする。

| ワクチンの種類 | 助成対象者 |
|---------------|---|
| (1)みずぼうそうワクチン | 予防接種法に定める定期接種対象外の者であって、医師が必要と認める以下に掲げる者とする。 ①高校3年生相当の者 |
| (2)おたふく風邪ワクチン | 1歳から就学前、高校3年生相当の者 |
| (3)麻疹風疹 | 高校3年生相当の者 |
| (4)B型肝炎ワクチン | 平成28年3月31日以前に生まれた者で、医師が必要と認める者 |
| (5)インフルエンザ | ①0歳から高校3年生相当の者 ②10月1日現在、又は接種時点において、1歳未満の子どもをもつ父母 |

(助成額)

第4 助成額は、接種費用額の範囲内において以下の金額を上限額とする。ただし、生活保護世帯の者にあつては、以下の上限額を問わず、接種費用額を超えない範囲で500円単位で助成する。

| ワクチンの種類 | 助成上限額 | 接種費用額が助成上限額に達しない場合 |
|------------|------------|----------------------------|
| みずぼうそうワクチン | 6,000円 | 接種費用額の範囲内で、くずまき商品券により助成する。 |
| おたふく風邪ワクチン | 4,000円 | |
| 麻疹風疹ワクチン | 7,000円 | |
| B型肝炎ワクチン | 6,000円 | |
| インフルエンザ | 1回目 3,000円 | |
| | 2回目 2,500円 | |

(助成の請求)

第5 第3に定める助成対象者であつて、助成を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、原則接種完了後、別紙くずまキッズ予防接種助成申請書(以下「申請書」という。)に、医療機関からの当該ワクチン接種に係る領収書(写)を添えて、町長に提出するものとする。

(助成方法)

第6 町長は、申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ助成の可否を決定する。

2 助成は、第4に定める助成額を商品券(くずまき商業協同組合が発行したものに限る。)により交付して行う。

(返還)

第7 町長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した商品券を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請により助成を受けたとき。
- (2) その他、商品券を不正に使用したとき。

(事業の期間)

第8 事業の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、くずまキッズ予防接種助成の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。